議　事　の　経　過

一、議長（秋田谷和文）　　ただいまの出席議員は十人であります。定足数に達しておりますので、会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（秋田谷和文）　　日程第五、一般質問を行います。お手元に配布しております、一般質問通告者表により、順次質問を許します。それでは五番、成田裕一議員に質問を許します。

質問は、一括質問方式といたします。五番、成田裕一議員。

【成田裕一議員　登壇】

一、五番（成田裕一）　　皆様、おはようございます。（「おはようございます。」の声あり）

五番成田裕一、通告に従い質問いたします。

一番目の質問は、流雪溝の管理等についてです。

近年雪対策として流雪溝の需要が高まり、各地区において順調に整備は進んでおり、除雪の利便性は向上していると思います。

しかし同時に、当町は道路が狭いため車が流雪溝あるいは側溝の上を走行し、側溝の蓋によるバタバタ音や、流雪溝の蓋であるグレーチングによるガチンガチンとする金属音についての苦情も増えております。特に駅前地区では郵便局通りや中通り、また湯野川原地区でも見られます。交通量の激しい区間については、何らかの対策も必要と思いますので、管理面等について質問いたします。

一、流雪溝や側溝の蓋の上を車が走るときに生じる、バタバタ音、ガチンガチンとする音の対策について、具体的にどのような方法があるか。

二、投雪口部分のグレーチングが湾曲し、車が通過するたびにガチンガチンと騒音が発生している場合があります。定期的点検、投雪口として利用されていない場合はグレーチングの撤去などの対策が必要ではないか。

三、利用者への啓発活動として、冬期間に流雪溝の蓋を開けっ放しにしている場合が散見され、危険ですので、安全な使用方法について広報などでの周知が必要ではないか。

以上で、一番目の質問は終わります。

続いて二番目の質問は、地区集会所の在り方についてです。

各地区での地区集会所が建設されたのは、昭和六十年代が多く四十年以上経過し、劣化が進んでおります。

そのため大鰐町公共施設個別施設計画の策定によりまして、各地区集会所の建物の劣化度に応じて、二〇二二年度より順次長寿命化・保全のための改修工事が行われる予定です。

昭和四十年代の…、失礼しました。昭和六十年代の集会所建設当時はまだ人口も多く、建物は大広間を広く取る造りになっております。しかし、近年利用状況は変化しており、特に葬儀等では弘前市の施設を利用することが増え、地区集会所等の利用は減少する傾向にあると思われます。そのため、これからは住民の需要形態に合った対応をすべきと思いますので、次の点に関して質問いたします。

一、直近約十年間の各集会施設の利用者数の推移及び減少率、利用内容の変化傾向について。

二、公共施設個別施設計画では、集会所建物の補修・保全工事に重視されていると思いますが、必要な場合は室内に間仕切り等をし、多目的に利用できるように学習や娯楽室などを新設する検討について。

三、奥羽本線東側のマックスバリュー付近から蔵館宮本地区及び牡丹森の二地区は、市街地であっても集会施設がなく、住民サービスの公平性から見ても各町会が共同使用できる集会施設の新設が必要と思われますので、その検討についてです。

以上であります。

【成田裕一議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

それでは、成田裕一議員の質問にお答えいたします。

一項目め、流雪溝の管理等についてですが、本来、車道幅員が広い箇所であれば、泥上げなどの維持管理を考慮した場合、蓋なしの側溝が標準となります。

しかしながら、住宅地においては、流雪溝の投雪箇所や、幅員が狭い箇所では、蓋つきの側溝布設を余儀なくされ、結果、車両の通行時にがたつき音が発生しているのが現状であります。

そこで、一点目の側溝の蓋のがたつき音の対策についてですが、一般的にはゴムパッキンでの処置や部分修繕、また、劣化がひどい場合は交換での対応となります。

次に、二点目、三点目の流雪溝のグレーチング蓋の適正な管理についてですが、冬期間の除雪等により、グレーチング蓋の破損が各地区において見受けられますので、今後は、春先から定期点検を実施し、秋口までに補修や交換を終え、騒音防止に努めてまいります。

また、流雪溝の利用に当たっては、毎年、「広報おおわに」十二月号へ掲載し、周知を図っているものであります。

次に、質問の二項目めの一点目ですが、各地区集会所は、指定管理者が管理しており、地域住民の皆さんによって、会議・集会・冠婚葬祭・地域コミュニティに利用されております。

過去の利用者数の調査は行っていませんが、指定管理者に問い合わせたところ、利用については減少傾向にあると聞いております。利用内容の変化傾向については、議員仰せのとおり特に葬儀での利用減少が顕著であり、葬儀専用施設の利用及び自宅で行う家族葬が多くなってきており、新型コロナウイルス感染症が拡大してからは、更に利用減少に拍車がかかったものと認識しております。

二点目ですが、公共施設個別施設計画では、新築・改築を中心とした施設整備という考え方から、計画的な修繕・改修による施設整備という考え方に切替え、建物の長寿命化を図るものとしております。指定管理者からの要望があった場合は、利用状況等を踏まえた上で改築等について検討したいと考えております。

三点目ですが、人口減少により集会所の利用も減少し、今後も増える見込みが低いことから、地区集会施設を新設する計画はございません。

公共施設個別施設計画では、大規模修繕等による長寿命化により、施設環境の確保及び管理運営に係る維持管理費の低減を目指したいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

再質問

一、議長(秋田谷和文)　五番、成田裕一議員。

一、五番（成田裕一）　流雪溝の管理等については、限界もあると思います。でも、苦情が多い区間には是非とも対応していただきたいと思います。

それと広報で周知しているということなのですけれども、冬期間に流雪溝の蓋が開けっ放しになっているという件に関しては、以前私の前を歩いていた女の人がどんと流雪溝に落下しまして、それがかなり深かったので。それで、股関節なんか強打したみたいでしばらく動けなかったことも私見ております。そういうこともありますので、再周知ということをよろしくお願いいたします。

集会所に関しては、まだ町の方針で新しく集会所は造らないということなのですけれども、前田・宮本地区及び牡丹森の二地区に関しては、特に若い人の居住地あるいは人口減少対策として他からの移住地として選んでもらえるようなきれいな街並みを作っていくことも必要だと思います。

ということで、最低限児童公園とか集会所が必要だと思いますので。まあ、いろいろな問題あるでしょうけれども、少しまた再検討お願いしたいと思います。

回答は結構です。丁寧な御答弁ありがとうございました。終わります。

一、議長（秋田谷和文）　以上をもって、成田裕一議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　次の八番、渡辺久一郎議員に質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。

まず、一項目めの質問を許します。

八番、渡辺議員。

【渡辺久一郎議員　登壇】

一、八番（渡辺久一郎）　皆さん、おはようございます。（「おはようございます。」の声あり）

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

第一項目め、三歳児検診での弱視の早期発見についてでございます。

このことについては、ちょうど一年前に同様の質問しております。改めて再度質問をいたします。

先般ある新聞を見ておりましたら、こんな記事が載っておりました。「小学生の我が子は、小学校入学前の就学時検診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かりました。その段階で、治療用の眼鏡をかけさせましたが、視力はあまり上がってない状況です。眼科医の先生からは、『もっと早い段階で気づき、治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違ってくる』と伺いました。弱視の子を持つお母さんの中には、なぜもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分自身を責める方も見えます。」との内容でありました。

日本眼科学会のホームページによると、元々人間は生まれたときからはっきりものが見えるのではなく、生まれた後に外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的に作られる時期のことを感受性期と言いますが、人間の感受性は、生後一か月から上昇を

始め、一歳半にピークに達し、その後徐々に減衰して、だいたい八歳頃までで消滅すると考えられております。

また、平成二十九年四月七日付けの厚生労働省の通知、三歳児健康診査における視力検査の実施についてには次のようにあります。「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、六歳までにほぼ完成しますが、三歳児健康診査において強い屈折異常、遠視・近視・乱視や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られない。」との指摘がなされております。「また、そのことを周知すること。」との記載があります。

視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

当町ではランドルト環による検査を実施しておりますけれども、弱視の子どもは元々見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか見えにくいというふうに訴えることがほとんどないそうです。三歳児検診において弱視の見逃しは起きていないかお伺いいたします。

三歳児検診は、視覚異常の早期発見が、視力向上につながる大切な機会であること。また、この機会を逃がすことによって治療が遅れ、十分な視力が得られないということを、どれだけの保護者が認識されているのか。だからこそ、更なる啓発の必要性、周知を図っていく必要性があります。保護者への屈折異常検査の重要性の周知・啓発についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

また、三歳児検診については日本小児眼科学会では、提言の中で、視力検査に加えて、フォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しております。それは手持ちの自動判定機能付きフォトスクリーナー装置というものでありまして、一眼レフぐらいの大きさであります。カメラで撮影するように、子どもの目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両眼の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴となっております。検査も数秒で済みます。眼科医や訓練士などの専門職でない方でも検査ができ、結果は数値で示され、スクリーニング成功率は九七％とされております。

是非導入していただきたいとそのように思いますけれども、お考えをお聞きいたします。

【渡辺久一郎議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、渡辺議員の質問にお答えいたします。

一点目ですが、令和元年度は四十三人が三歳児健診を受診しており、八人が眼科の要精密検査と判定され、七人が精密検査を受診しております。

その結果、弱視と判定された者はおらず、三人が経過観察となっております。

精密検査未受診の一人については、再三受診を促しておりますが、受診には至っておりません。

なお、保護者からは三歳児健診で弱視の見逃しがあったとの情報はございません。

二点目ですが、三歳児健診実施の案内で、弱視の早期発見の重要性について周知しており、また、健診当日も保健指導を行っております。

三点目ですが、三歳児健診における視覚検査は法令で定められており、アンケートとランドルト環を用いた視力検査を実施しております。

平成二十九年度の厚生労働省通知では、ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率は、三歳六か月児で九五％となっております。

家庭での視力検査で、左右の眼、いずれかでも視力〇・五が確認できない場合や検査が上手くできなかった場合は、健診会場において視力の再検査を実施することと、再検査で視力〇・五が確認できない、検査ができない、またアンケート項目で該当するなどの場合は、医師の判定に基づき、眼科での精密検査を勧めております。

ランドルト環単独指標は、国際標準に準拠しており、三歳児健診で一般的な検査として用いられている検査であり、健診での検査基準は十分満たしていると考えております。

議員がおっしゃるフォトスクリーナーは、視覚異常の検出精度が向上されるものですが、非常に高価な機器であり、町村では使用頻度が少なく、導入自治体は少数であります。

まずは、三歳児健診における視力検査の徹底を図るとともに、視力検査の重要性について、更に周知、啓発してまいりたいと考えております。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　八番、渡辺議員。

一、八番（渡辺久一郎）　　答弁を頂きましたけれども、町村ではなかなか導入が進んでいないというお話でしたけれども、確かにこういう情報というのが町村の皆さんがどれだけ知っているかと、その辺もあると思います。この辺では、隣の平川市では今年ですか、二台設置しております。確かに高価です、高価ですけれども、単年度だけではなくて、もう何年も使えるわけですから。一台…、高価と言っても百万ちょっとくらいなのですよ。そんなにメンテナンスも要らなくて、誰でも検査できると。全国的にちょっとデータを見ますと、やはり見逃しがあるということなのですよ。それで、あるデータによれば、これは去年導入した四国の高知市、四月から六月に三歳児検診を受けた五百七十三人のうち二十六人が精密検査を受けたと。それで、そのうち十四人が治療を必要とされた十四人のうち、このうち九人がこの機械がなければ発見されなかったケースだと、そのように言われております。ですから、今答弁にございましたけれども、確かに大鰐町は検診されている児童が少ないわけですから、なかなか見逃しというのはないかもしれませんけれども、このランドルト環による検査も前もってアンケートやって、それでその保護者の方

が検査するということで何回も言いますとおり子どもが見えない状態で育っていれば見えるとか、様々なそういうことがあるわけですので、やはり数値的にちゃんとこう…、何秒、数秒で分かるのですよ、異常があるかないか、データ的に数値が出てきて。

ですから、非常に高価ではあるもののずっとこれからも使える装置でありますので、少ない大鰐を担う将来の宝物であるこの子どもたちの、また子どもたちの未来のためにも是非導入していただいて、そういう取逃しないようにしていただきたいと思いますけれども、もう一度町長の答弁をお聞きしたいのですが。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　未来の大鰐を担う子どもたちのそういう健康維持のためには是非必要な物というふうには認識しております。しかし、この健康検診においては、様々目だけではなく、聴力や内臓、その他様々な部位の検査が必要であるものというふうに思っております。

まず、三歳児検診の基準となる国の厚生労働省が示す基準を十分満たして検査し、更にそういう不具合、また異常がある場合は専門医院でまた検査してもらうというシステムが重要であろうというふうにも思っております。

また、担当に今回渡辺議員の質問のその器具設置はできないのかという質問もしましたが、説明では例えば暗室の部屋を造らなければならないとか、それを対象、例えばカメラとか補助する職員、人員も大分掛かるし、検査基準においては様々な検査があるので待機させる時間が長くなるとかいろいろと問題もあると思いますし、それだけでは、目だけでいいのかということにもなろうかと思いますので、本来全員がスムーズに検診できる環境のためには現在の状況ではなかなか難しいというふうに思っているみたいでありますが、そういうまた今後人員の確保や指導、専門職の確保ができればそういう方向にもなっていけるのかなというふうには思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　八番、渡辺議員。

一、八番（渡辺久一郎）　　今の答弁に私がこれまで様々なことでそれなりに勉強してきたつもりですが、非常に誰でも普通の人でも

いいと、特別そういう改めて専門的な技術ある人でなくても検査できると。そして、簡単にできるというのが売りでありまして、数秒ですよ、二・三秒でできるというのですよ。それで、待たせることも要らないし、簡単にできるということがこの私の質問の一番の何というか…、旨なのです。ですから、ちょっと私の知っている範囲内とちょっと今の答弁は乖離があるなというふうに感じました。もう一度検討していただいて、本当にそういう具合に誰でも使いこなせるそういう装置であるということで私は思っていますので、是非関係の課長ともう一度相談して前向きに進めていただければとそういうふうに思います。

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

一、町長（山田年伸）　　担当とじゃあ相談して、対応できるか検討させたいと思います。

よろしくお願いします。

一、議長（秋田谷和文）　　今の…、（「二番に。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　そうすると、次に二項目めの質問を許します。

八番、渡辺議員。

【渡辺久一郎議員　登壇】

一、八番（渡辺久一郎）　　二番目、ＳＤＧｓの推進における地球温暖化対策についてであります。

菅首相が今国会の所信表明演説で五十年まで二酸化炭素の排出量をゼロにする実質ゼロ宣言をいたしました。

これは私ども公明党の山口代表の今年の通常国会の本会議での代表質問で、強く訴えてきたものであります。公明党の提言を受け入れて決断したものと私は理解をしております。

さて、地球温暖化対策は、人類の存続危機に関わる重大かつ喫緊の課題であります。本町においても、これまでも地球温暖化との関連が指摘される豪雨災害が発生するなど、地球温暖化の進行は深刻さを増しており、温室効果ガスの大幅な削減に向けた取組を進めていくことが重要であると考えます。ところで、地球温暖化対策の一環として、昨年九月時点でゼロカーボンシティの

宣言をしている自治体は、東京都・山梨県・横浜市・京都市の四つのみでしたが、本年に入り、八月三十一日の時点で百五十二となり、今、各自治体で推進するチャンスでもあります。

このゼロカーボンシティが急増した背景には、近年、気象災害が頻発し、今まで経験したことのないような記録的な大雨による水害など、地球温暖化の影響による危機意識の共有にあると指摘されています。また、省エネルギー家電や再生可能エネルギーの普及拡大と、国の脱炭素に向けた自治体を後押しする動きが、その成果に表れていると思います。

そこでお伺いいたします。

脱炭素社会を目指すべきと考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。また、ゼロカーボン宣言についての御認識についてもお聞きしたいと思います。以上です。

【渡辺久一郎議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、質問の二項目め、地球温暖化対策についてお答えいたします。

まず一点目ですが、脱炭素社会とは、二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のことであり、温室効果ガスである二酸化炭素は、地球温暖化の原因と考えられております。

そのため、二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが地球環境を守るために重要だと考えております。

当町においては、今年十月、県が実施したスマートムーブ通勤月間に職員十二名が参加し、自転車通勤や徒歩などの環境に優しい通勤を実施いたしました。

今後、町全体として二酸化炭素の排出を抑えるためにごみの減量化、食品ロス及び食品廃棄物削減等の取組を広報及び町ホーム

ページ等で周知し、環境負荷の低減につなげたいと考えております。

二点目ですが、ゼロカーボン宣言とは二〇五〇年、二酸化炭素排出実質ゼロとする宣言であります。

パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、二度より十分低く保つとともに、一・五度に抑える努力を追求することと示されました。この目標を達成するためには、今世紀後半での世界の温室効果ガス排出を実質ゼロにする必要があるとされております。

また、環境大臣より、令和元年十二月二十四日付けで二〇五〇年温室効果ガス排出実質ゼロ表明についてという依頼文が各地方公共団体に発出されており、各自治体が表明するように働きかけを行っております。令和二年十二月一日時点で、二十四都道府県、九十七市、二特別区、四十四町、十村の計百七十七の自治体が表明しております。町としても、県の動向等をみて準備を進めたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　八番、渡辺議員。

一、八番（渡辺久一郎）　　環境省の話、町長から伺いましたけれども、続々とこのゼロカーボン宣言に参加する自治体が増えているわけです。

ということは、やはりこの災害というのは、毎回いろいろなところに被害を及ぼしておりましてそのことがやはり地球温暖化に関連しているということが各自治体でも認識されていることと思います。

ただ残念なことに、町長も今言われましたけれども県の動向を見ると、まだ青森県ではどこもまだ宣言されていないわけです。県自体も宣言されていません。ですけれども、我々多くの「大鰐流れ」、昔からあるとおりこういう自治体にとってはいち早く県

を差し置いて、越してでも宣言してもいいのではないかと私は考えます。ただ宣言することは一つのイベントではなくて、様々な支援が受けられるのですよ、環境省のほうから。そのことでみんな一生懸命頑張っていることだと思うのですよ。ですから、これ我々議会と行政が協力しあって、是非早期に宣言の方向にもっていっていただきたい。また、いきたいと思います。様々なこの支援内容もあります。そういうのも先取りするようにするためにも早くやはりしていきたいと思いますけれども、改めて町長の決意をお聞きできればと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　まず町としても積極的にこのＣＯ２削減のための方策、まず県でもまだ決まっていない状況でそういう基準をどの辺に持てばいいのかいろいろと指導を受けながらこれは作成しなければならないものというふうに認識しておりますが、早期にこの脱炭素社会宣言しているところはやはり地元に火力発電所だとか大きな石油・ガス・石炭などを使う化学工場など多く持っているところが早期にそういう対応をするようにしているというふうに聞いております。先般東北電力の弘前営業所長が町長室に見えまして、毎月月一回事業の経過報告ということでお話いただいておりますが、東北電力管内でも近い将来この石炭の火力発電所は全て閉鎖する方向、あるいはこのＣＯ２の排出が少ないガスタービンの火力発電所に変えていくというお話も聞いておりますので、企業もそういう方向でありますので町としても早期にそういう宣言できるように担当と協議していきたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　よろしいですか、渡辺議員。（「はい。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　次に、三項目めの質問を許します。

八番、渡辺議員。

【渡辺久一郎議員　登壇】

一、八番（渡辺久一郎）　　三番、最後の質問です。コロナ禍における鬱対策についてであります。

最近の報道によりますと、国内の自殺者が増えているとのことであります。前年比で減少が続いていた国内の自殺者数が七月以降増加に転じております。女性と子どもの増加が顕著で、コロナ禍での生活様式の変化がストレスとなって、心の健康に影響している可能性があるとのことを示しております。七から九月を通して男性はほぼ前年並みだったのに対して、女性の増加率は七月一六％増、八月四〇％増、九月二八％増、十月に至っては八三％増となっております。

また、厚労省のデータによると小学生から高校生までの八月の自殺者数は五十九人と前年と比べて倍増し、自ら命を絶つ子どもが増えていることも浮き彫りとなりました。

医学的な鬱病は診断基準に該当し、疾病・障害として医師が診断したものを鬱と言うそうであります。

コロナ禍の影響で、抑鬱気分を訴えたり、鬱病と診断される人が増えてきております。

日本精神神経学会はコロナ感染症の流行によって世界各国で不安や抑鬱、ストレス関連症状、不眠、自傷、自殺企図などのメンタルヘルスの影響が報告されており、長期的に鬱病や不安症の発症などが懸念されると警鐘を鳴らしております。

さて、先般大鰐町で行った新型コロナウイルス感染症に関わるアンケート調査結果からも町民の不安な状況が読み取れます。

そこで質問いたします。当町における自殺の推移とホームページ上の心の温度計のアクセス状況についてどのようになっているのか。また、コロナ禍における鬱対策・メンタルヘルスケア対策はどのように行なっていくのかお聞きしたいと思います。以上であります。

【渡辺久一郎議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、質問の三項目め、コロナ禍における鬱対策についてお答えいたします。

一点目でありますが、本町の自殺者数は、過去十年間で二十五名、年間〇から七名で推移しております。令和元年はなく、令和

二年は十一月末現在で一名の自殺者がありました。

こころの体温計については、渡辺議員から御提案いただき、平成二十五年十月に導入しております。

年間のアクセス数は、多いときで六千七百件、少ないときは三千二百件とばらつきはありますが、月平均約四百件のアクセスがあります。

アクセス方法は、ホームページや家族の健康カレンダーに掲載しておりますが、九月の自殺予防週間では、広報に掲載したところアクセス数が増加しております。

二点目ですが、コロナ禍においては、失業や生活苦など様々なストレスがかかることで鬱状態を引き起こす可能性があります。

早期に相談窓口や専門機関につなぐことが必要と思われます。給付金等により経済面への支援策は講じられておりますが、就労も含めた包括的な問題に対し支援を受けることができる相談窓口として中南地域包括化相談支援センターがあります。

近隣五町村で青森県社会福祉協議会に委託して共同実施しており、実際に就労のためのハローワーク等へ同行するという伴走支援を受けている方がおります。

鬱状態は、自身で認識し、相談機関を利用できる人もおりますが、周囲の方の気づきにより認識される場合もありますので、地域の支え手となってもらうために多くの町民の皆様にゲートキーパー養成講座を受けていただくことや、相談先の周知を図ることで、必要とする支援につなげるよう対応してまいります。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　八番、渡辺議員。

一、八番（渡辺久一郎）　　今回のコロナ禍は町長の答弁にあったとおり本当に生活弱者というか、それが非常に顕在化して、そこに

集中的にストレスを与えているというのが大きな特徴であると思います。けさ私ちょっとここへ来て、新聞見ましたら青森でこういうアンケートやったみたいで、いわゆる一人親世帯で生活困窮等についてアンケートやったら、五四・九％でしたか、約五五％の方がもう生活に困窮していると一人親世帯が。それがきょうのデータなのですよ。それで、大鰐町が行ったこのデータによってもこれには一人親世帯に限ってのデータは出ていないのですけれども、恐らく大鰐町でも同じような状況にあると思います。

そういうことで、まず弱者のそういうようなのに対してどれだけ行政が手を差し伸べることができるのか、お互いに努力していきたいと思います。

また、町長の答弁にもございました中南地域包括化相談支援センター、実は私これは全然分からなかったです。議員の皆さんで分かっている方いらっしゃるのかな。実は、これ私どもの新聞に十二月二日の新聞に出ていまして、それで「いやいやいや、すごいことやっているな。」と。それで全国的にもこの中南地区が初めてで先に行っているとして、これが一つのモデルになるということで新聞では評価しておりました。

そういうことで、せっかくこういう機会が、こういう立派なことをやっているのですから、是非こういう相談をそのキャッチフレーズも非常にいいのですよ。こだわらない相談支援と。これが大きなキャッチコピーになっております。ですから、是非こういうことをもちろん我々にももっと早くからＰＲしてもらえればなと思っていますし、町民に対しても今までの社協とか今までの役場とは違うのだよともっと効果的に専門の方が県のほうから来て、そこで指示系統がはっきりしているし、本当に私これ力になれるなとこういうふうに思っていますので、是非もっともっと広報のほうにも力を入れていただきたい。そして、そういう困窮者を救っていただきたい、お願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

もし、答弁がありましたら、感想でもありましたら町長お願いしたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　答弁があったら答弁して…。（「ええ。」の声あり）

ありますか。保健福祉課長。

一、保健福祉課長（澤田典子）　今議員のほうからおっしゃられました地域包括化相談支援センターは今年から活動しております。それで、活動するにあたって毎戸配布でチラシを皆様にお配りしたところであります。でも、大分前になっておりますので、また再度広報等に掲載するなどして相談先の周知を十二分に図っていきたいと思っております。以上です。

一、議長（秋田谷和文）　終わってよろしいですね。（「ええ、いいです。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　以上をもって、渡辺久一郎議員の質問は終了いたしました。

十一時五分まで休憩いたします。（午前十時五十一分）

【住民生活課長　山口博之　退室】

一、議長（秋田谷和文）　休憩を取消し、会議を再開いたします。（午前十一時五分）

一、議長（秋田谷和文）　次に三番、前田一裕議員の質問に入ります。質問は一問一答方式といたします。

まず、一項目めの質問を許します。三番、前田議員。

【前田一裕議員　登壇】

一、三番（前田一裕）　三番、前田一裕です。通告書のとおり質問いたします。

一項目め、職員有給休暇等について。

二〇一九年四月、働き方改革関連法が施行され、労働基準法が改正されました。新しい規定に基づいて有給休暇の取得が義務化されております。

このような流れの中で、町職員の有給休暇の取得状況について、令和元年度の実績及び今年度の十一月までの平均取得日数及び未取得者数の状況について伺います。

【前田一裕議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、前田議員の質問にお答えいたします。

職員の年次有給休暇の平均取得日数は、調査・公表対象とされている町長部局の常勤職員においては、令和元年度実績で七・五日、令和二年十一月末で七・七日となっております。

また、未取得者は、令和元年はなく、令和二年は三名となっております。

年次有給休暇の取得については、計画表を策定し、年五日以上確実に使用できるよう配慮することを、所属長に通知文を発出し、使用促進に努めております。

また、今年の新型コロナウイルス感染症予防対策として、総務省から県を通じて、職員の年末年始の休暇取得の促進についてという通知があり、町の対応として年末の仕事納めの町長訓示を二十五日に前倒しすることで、二十八日の休暇取得を奨励するとともに、年明け一月四日から八日の週に最低一日程度休暇を取得するよう十二月課長会議において指示を出しております。以上です。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長(秋田谷和文)　　三番、前田議員。

一、三番（前田一裕）　　有給休暇、職員が平均的に取られているということでもう少し個人の都合で取られる方もいらっしゃるでしょうし、用務との関係もあるのでなかなか調整がつかず取れない状況もあるかと思いますけれども、職員がボランティア等で有給休暇を使いたいというようなときは積極的に業務を調整しながら有給を使えるような状況を町長から課長会議等の席で積極的にそのようなものを職員に周知して、地域へのボランティアに有給休暇を活用して参加できるような環境というか状況を生み出

していければ町職員と地域とのつながりをもうちょっと深くなるのかなというふうに考えておりますが、町長いかがでしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　まず職員も働く環境が適切でないとまた労働意欲の低下にもつながるものというふうに思っております。また、大変職員数も少ないことから一部なかなか有給取りたくても取れないという環境の方もいますけれども、そういうところは毎月の課長会議において適切に仕事の配分などをし、有給休暇取得しやすい環境づくりに努めております。先般職員組合の交渉の場においても職員組合からもそういう要望出ておりましたので、そう対応するよう各課に指示は出しております。（「一項目め終わります。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　次に、二項目めの質問を許します。

三番、前田議員。

【前田一裕議員　登壇】

一、三番（前田一裕）　　二項目め、公用車について。

テレビ等でのあおり運転等の衝撃的な映像が公開されるなど、その後道路交通法が一部改正され、妨害運転に対する処罰が創設されております。

妨害行為等に遭わないことが一番ですが、運転状況を記録するドライブレコーダーが必要になると思います。

現在、大鰐町公用車のドライブレコーダーの設置対象台数及び搭載台数についてお伺いいたします。

【前田一裕議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、公用車についてお答えいたします。

ドライブレコーダーの設置状況については、令和二年十二月一日現在、対象車両六十台のうち、設置されている車両は二十六台で、約四割に搭載されております。

ドライブレコーダーの設置については、計画的に進めており、今後は全車に装着するものとしております。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長(秋田谷和文)　　三番、前田議員。

一、三番（前田一裕）　　全車両に搭載予定はいつ頃になる予定でしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

一、町長（山田年伸）　　これは、以前前田議員からこのドライブレコーダーに御指摘あったときから一応三年をめどに全車両に付けるということで令和三年度、そして令和四年度には全車に装着できるものというふうに認識しております。(「終わります。」の声あり)

一、議長（秋田谷和文）　　次に、三項目めの質問を許します。

三番、前田議員。

【前田一裕議員　登壇】

一、三番（前田一裕）　　次に三項目め、健康施設について。

冬を迎え、ウォーキング・ジョギング等、野外で運動を行っている町民には厳しい季節となります。地区集会場での健康体操、回覧での自宅でできるストレッチ、介護予防通信など行われておりますが、町として室内に運動器具等を設備したトレーニング施設を開設する構想予定があるのかお伺いいたします。

【前田一裕議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、健康施設についてお答えいたします。

運動器具等を設備したトレーニング施設についてですが、現在は開設の予定はございません。

施設もそうですが、安全な器具運用のためのトレーナー等の専門的な知識を持った従事者の配置など、課題は多いかと思われます。

ただし、旧大鰐第二小学校の体育館及びグラウンドについては、子どもたちが所属するスポーツ団体の複数の父母会から、町民体育館として開放してほしい旨の要望書が提出されております。

このことから、町としましては、今後、町民体育館としての使用に向けて、条例等の制定や設備の改修、施設の管理体制の構築など、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長(秋田谷和文)　　三番、前田議員。

一、三番（前田一裕）　　町民体育館、そういう施設が予定されているのであれば、その中に併設してその運動器具等も設置した形でのそれこそ町民が時間を割いて運動・筋力トレーニングできるような形で抱き合わせて一緒に計画していただければと思いますが、いかがでしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　まず、町民体育館ができたらその利用者についてそういう要望があれば対応をしていきたいというふうに思

います。(「終わります。」の声あり)

一、議長（秋田谷和文）　　次に、四項目めの質問を許します。

三番、前田議員。

【前田一裕議員　登壇】

一、三番（前田一裕）　　四項目めです。パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントについて。

パワハラの定義は、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

セクハラの定義は、職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為。性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により、働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう行為など様々な状況が言われております。

大鰐町役場では、これらのパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の職場における対応の状況を伺います。

相談窓口はどこで、職員への周知はどのように行われているか伺います。

【前田一裕議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、パワーハラスメント等の対応についてお答えいたします。

国において、パワーハラスメントに関する規則が制定されるとともに、懲戒処分の指針が改正され、令和二年六月一日から施行されたものです。

これを受けて町では、大鰐町職員のハラスメントの防止等に関する規程を定めております。

セクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワーハラスメントについて、その防止及び排除並びに問題が生じた場合の措置等について規定しております。

相談窓口は総務課となっており、相談員は総務課人事行政係及び庶務係の男女五名を充てております。

本内容の周知については、令和二年七月三日付けで通知文を発出しております。

また、令和三年一月に管理職職員等を対象に専門家によるオンライン研修を予定しております。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長(秋田谷和文)　　三番、前田議員。

一、三番（前田一裕）　　整備されているようで大変あれなのですけれども、ただ相談窓口が総務課一本で五名という形はやはり個人的な微妙な相談もあると思いますので、もう少し相談窓口については窓口を広げるというか極端な話、各課に課長でなくても課長補佐でも結構ですので、もう少し相談を受ける人員は広く持っておいたほうが職員が…、まあないのが一番ですけれども、あったときの相談しやすいような環境を整備していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　まず職員がそういうパワハラ・セクハラを受けたということがある場合は、まず直属の上司に相談して、それでもかなわない場合は一番トップの担当課の課長、そういう事例があって初めて総務課の担当と相談になるものというふうに思っております。そういう事例が現実になる場合は課長会議等の場でそういう全庁挙げての対策対応を取っていくものというふうに思っております。

とりあえず、これは総務課の人事行政係、庶務係の五名、それこそ男女入れたのは誰でも簡単に相談受けやすい環境づくりだと。

あまり広くするのもまた様々対応する方が多くなれば個人の守秘義務とかそういう秘密にしたい部分とかもあろうかと思いますので、しかし相談があったことについてはしっかりと全庁で認識して対応をしていきたいというふうに思っておりますし、現在そういう体制は取れているものというふうに思っております。(「終わります。」の声あり)

一、議長（秋田谷和文）　以上をもって、前田一裕議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　次に四番、山田範正議員に質問を許します。

四番、山田範正議員。

【山田範正議員　登壇】

一、四番（山田範正）　それでは四番、山田範正。通告に従い、質問いたします。

初めに、今の新型コロナについて町長初め町職員の皆様方の努力に対し、経緯を表するものであります。これからも頑張ってくださいますようお願いいたします。

それでは、災害発生時の罹災証明書について質問いたします。

今、日本では地震また台風などの災害が毎年のように発生しております。災害はいつ発生するか分かりません。

災害が発生して被害を受けたとき、被害状況を証明する罹災証明書が必要になります。

これまで自治体によって書面の様式が異なっていましたが、今年三月に国では罹災証明書の様式統一化が提示されました。

そこで大鰐町では今どのようになっているのかお伺いいたします。

質問はこれ一個でございます。

【山田範正議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、質問にお答えいたします。

罹災証明は被害状況を証明する書面として、その必要性が重視されてきており、その様式については、任意様式とされているところであります。

しかしながら、近年の災害において、各自治体で発行する罹災証明書の様式が大きく異なるため、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となり、様式の統一を求める要望が出ていたところ、内閣府から罹災証明書の統一様式が提示されました。

当町の罹災証明書の様式については、現在統一様式に変更しております。

以上です。

【町長　山田年伸　登壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　四番、山田範正議員。

一、四番（山田範正）　　答弁ありがとうございました。

それで、災害はいつ発生するか分かりません。もし、災害が発生して被害を受けた方がおりましたら町に相談したとき被害者の方の身になって相談に乗ってくださいますようお願いいたします。

これで質問は終わります。ありがとうございました。

一、議長（秋田谷和文）　　以上をもって、山田範正議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　　次に七番、中島英臣議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

七番、中島議員。

【中島英臣議員　登壇】

一、七番（中島英臣）　　七番中島、通告に従い質問します。

私は今回、五項目にわたり質問しますが、質問項目が多いので前置きを省きお聞きしたいと思います。

一項目めとして、新型コロナウイルスについてです。

町は町民の生活支援のために、町民全世帯に「おおわに応援商品券」を配布し、町民から喜ばれております。新型コロナウイルスにより、影響を受けた方々に各種の支援事業も行いました。今回お聞きしたいのは、その新型コロナウイルスの支援事業についてです。

まず、感染症の対策費最大三十万円の改修費・設備費それから備品費の補助、新しい生活様式の支援事業についてと、それから経営継続のために一律二十万円を給付する事業者緊急対策支援事業。そして、修学継続が困難になった学生に臨時に特別奨学金を貸与しますが、学生への支援対策特別奨学金のことについて。それから最後に、農業者の経営継続の補助がありますが、その申請の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

【中島英臣議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、中島議員の質問にお答えいたします。

一点目、新しい生活様式対策支援事業については、事業者が新型コロナウイルス感染症対策として実施した改修費等に対し、最大三十万円を補助するもので、十一月末現在の補助件数は五十六件、補助総額は一千四百九十三万三千円となっております。

二点目の事業者緊急対策支援事業については、当初は感染症の影響を受け、特に経営に大きな影響を受けている飲食業又は旅館業を対象としておりましたが、その対象を全事業者に拡大し、併せて申請期間の延長を行ってきたところであります。十一月末

現在の実績は、給付件数が百四十四件で、給付総額三千百万円となっております。

いずれの事業も申請期限が十二月二十五日までとなっていることから、広報及び町ホームページ等により、再度周知を図ったところであります。

なお、両事業の延長は考えておりませんが、今後の動向も踏まえ、新たな事業展開を検討してまいります。

次に三点目の学生への臨時特別奨学金についてですが、修学が経済的に困難になった学生を支援するため、最大五十万円を貸与するもので、現在まで二名の利用申込があり、貸与を行っております。申込期限は十二月二十八日までとなっており、広報及び町ホームページ等により周知を図ってまいりました。この事業は、令和二年度限りの事業であることから、延長の予定はございません。

最後に四点目の農業者の経営継続の補助申請の進捗状況についてです。

感染症対策として実施されている事業は、経営継続補助金及び高収益作物次期作支援交付金であります。

経営継続補助金は、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復等、経営継続に向けた取組に対する補助金であり、県又は農協などの支援機関が申請や事業の実施をサポートするものとなっております。二次募集の受付が十一月十九日までとなっており、団体が一件、個人四十三件の計四十四件の申請があったとつがる弘前農協から情報提供を受けておりますが、採択等については現時点で判明しておりません。

次に、高収益作物次期作支援交付金事業は、感染症の影響により売上が減少した野菜や果樹等の高収益作物について、次期作に前向きに取組む建産者を支援するもので、九月三十日が申請期限となっておりました。

農林課が事務局となっている大鰐町農業再生協議会が申請窓口となっており、当初二百件を超える申請がありましたが、国の採択条件の変更により、実際に採択されるのは二十件程度と見込んでおります。

感染症の影響は、まだ続くものと認識しており、今後においても国や県、関係機関と連携し、支援してまいりたいと考えており

ます。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　大変いろいろな形で支援して本当に喜ばれております。期限を聞きましたらほとんど終わっていることが多いのですが、びっくりしたのは三番目の学生への特別支援の方が二名というのがもしかしたらちゃんと届いているのかいないのか定かではないのですが、期限が二十八ということですので、この後少ない期間になりますけれども、何とかこれにもう少し広報をする手立てを考えてほしいと思います。

それから、四番目の農業者の経営継続の補助申請ですね、これは実はいろいろ聞いていると野菜だとかそっちのほうはいいのですが、農業関係者にはすごく手続きが難しいと。それを実際農協に行ってもその申請の書類が担当の人たちも把握していなくて、それをするのに随分時間掛かったりとか、そういう形があるということを実際にやった方から聞いております。引き続きまだありますので、その辺りも今後続けて、コロナでかなりの形で苦しくなっておりますので、今特に第三次が出ていると言われておりますから、その辺も含めてしっかりこの後も対応していただきたいと思います。

以上でいいです。

一、議長（秋田谷和文）　　中島議員、二項目めに移ってよろしいわけですね。（「はい、いいです。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　次に、二項目めの質問を許します。

七番、中島議員。

【中島英臣議員　登壇】

一、七番（中島英臣）　　二項目めは、今冬の除雪体制についての質問です。

この質問は私が毎年行っていますが、相変わらず同じような苦情が多いです。どういう苦情かと言うと、やはり年末年始だとか休日のときにどっと雪が降ると。そのときのその対応が随分うまくいっていないと、そのことについて多いわけですが、その辺も含めて年末年始休日の除雪について。

それから、各地域、つまり大鰐町は車がやっと入る位な傾斜地と狭いところが多いと。その辺りの除雪が意外と苦労していると、そういうことが多いのでその辺についても質問したいと思います。

それから、あとは除雪する業者ですね。その業者はいいのですが、そこに作業として入っている人たち、これは雪が少ないときにその仕事一本に絞っていて、もう他の仕事ができないと。それが逆に生活苦難に陥っていると、そういう情報も入っていますから、その辺の対応についてお聞きしたいと思います。

【中島英臣議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、今冬の除雪体制についてお答えいたします。

まず一点目の年末年始・休日祝日の除雪についてですが、除雪車両の出動の決定にあたっては、平日と同様、町の除排雪事業計画に基づき、建設課の職員が降雪状況や気象状況を考慮し、決定しております。

二点目の狭い傾斜地の除雪対応についてですが、傾斜地や狭隘な箇所、いわゆる小路線の除雪については、小型の除雪ドーザでの作業となりますので、降雪が続きますと圧雪された雪が厚くなり、路面の雪を下からうまく削れなかったり、わだち状になりやすい状況となります。よって、小路線においては、パトロールを強化し、安全で計画的な除排雪作業に努めてまいりますので御理解をお願いいたします。

三点目の少雪の際の除排雪業者への対応についてですが、町の除雪業務委託仕様書に最低保証費の条項を設けております。仕様書では、委託期間のうち町が定める時間の二分の一以内の場合は、除雪機械等の対価として最低保証費を支払うものとする。その最低保障費は、当初契約金額の二分の一とすると定めております。少雪時における除排雪業者への対応措置を講じているものであります。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　ありがとうございます。先ほど前田議員から職員の休日というのが出てくると、どうしても先ほど私が質問した年末年始祝日の除雪ですね、これ職員があたっているわけですけれども、その辺がうまくいかないのか不思議と休日のときにどっと雪が降って、昨年も亀状態になるように雪が積もっていても対応するのが遅いという実態が出ていますので、再度もう一回検討してその業者との連携のところうまくやって、それで町民の方々の事故だとか、それから生活苦に陥っている人たちほどなかなか対応できないということがあるので、そういう除雪について今後もしっかりやっていただきたいと思います。

それから、各地域の除雪範囲の狭いところですよね。こうやって見ても、大鰐区域を見ていると三ツ目内何かでもかなり狭い傾斜地が多く、長峰もそうですけれどもやっと車が登れるような狭い地域、それから唐牛の旧小学校のある地域だとかその辺りがかなりの傾斜地で車停めただけで滑っていくようなそういう場所がありますので、その辺も含めて今後もしっかり対応していただきたいと思います。

それから、除雪の少ないとき、二分の一の補助とやっていますが、その辺も含めてもしできたらもう少し最低基準から少し上げるようなそういうことも考えていただけると業者のほうに入っている作業員の方たちも安心して働けると思います。結局今人が

少ないのでそういう人たちを留めておくというのがこれから大切になります。それから、先般新聞で見ても弘前なんかでも、もし作業員の人たちがコロナになったりとか、そういうふうになったときどうしようだとか、そういう形でいくつもパターンが考えられますから、今後何があるか分からないのでその辺の対応も含めて是非お願いしたいと思います。

今、私が話したことについて何点かもしお答えできることがありましたら、お答えお願いします。

一、議長（秋田谷和文）　何点かお答えできるのがあれば答えてほしいということですね。（「そうですね、はい。」の声あり）

建設課長。

一、建設課参事（加川康久）　除雪に関しては降雪の時間によって町のほうでは基準として午後十時現在で十センチ降雪がある場合、もしくは降雪が見込まれる場合出動の決定をしております。

出動の決定は、夕方の五時頃しておりますけれども、議員のほうから御指摘ありました休日祝日等に結構苦情が多いということでありますけれども、どうしても午後十時以降、例えば朝型に降雪があった場合ですと出動していない状況になりますので、このような状況が続きますとどうしてもちょっと苦情の方がおられるということですので御理解のほうをお願いいたします。これに関しては、翌日除雪のほうに入っております。

それから、最低保証のほうの引上げのほうの検討でございますけれども、これに関しましては今年度の除雪の状況を見まして、もし検討できるところがあれば考えてまいりたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　是非、今お答えいただいたことを実施していただきたいと思います。次の質問をしたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　ちょっとお待ちください。ただいまのところちょっと議事整理します、課長。夜の十時に降雪が十センチと御答弁ありました。その十センチというのはどこの地点の十センチなのですか。

はい、建設課長。

一、建設課参事（加川康久）　　各地区においてということになりますので、一斉に十センチということはありえないと思いますけれども、その地区において十センチの降雪がある場合、若しくはあると見込まれる場合ということでよろしいでしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　分かりました。では、三項目めの質問を許します。

七番、中島議員。

【中島英臣議員　登壇】

一、七番（中島英臣）　　三項目めは、大鰐小学校のグラウンドにナイター照明についてです。

今年、野球関係者がかなり頑張っていい成績を収めております。全国大会に出たりとか、子どもたちがスポーツに対し、すごく関心を持っていっぱい一生懸命やっております。

そういう中で、秋になると日が暮れるのが早くなり、暗い中で子どもたちが野球の練習をしたり、他の子どもたちもスポーツをしたり遊んだりしています。

暗い中で運動をするという事は転んだり衝突したり、野球のボールが見えず顔や身体に当たり、けがにつながる確率が高くなります。

安全を考えると照明器具が必要になりますが、町はどのように思っているのかお聞きしたいと思います。

【中島英臣議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

【教育長　木田専一　登壇】

一、教育長（木田専一）　　中島議員の質問であります大鰐小学校グラウンドのナイター照明についてお答えいたします。

グラウンドの照明については、平成二十八年度に野球グラウンド側とソフトボールグラウンド側にそれぞれ設置済みであります。

これまで、小学校のグラウンドを練習場所にしていました部活動は、陸上部・野球部及びソフトボール部でした。

陸上部は、大会のある四月から十月まで活動しております。

野球部は、日没が早くなる時期には当該照明を活用し、屋外での活動が寒く厳しくなる十一月中旬には平日は校舎内で体力作りをし、土日の活動の際は、屋内で練習しております。

ソフトボール部は、現在入部する児童がなく休部状態であり、当該照明が活用されていない状態にあります。

このことから、現状では部活動に大きな支障はないものと思われますので、今後も既設の設備を有効に活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

【教育長　木田専一　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　今そういうふうな形で別に困っていないというふうな教育長の意見がありましたが、実際野球部の方々からやはり屋内より屋外で少しでも長くやりたいと、それはやはりもっと強くなりたいというのがあるので、もし当然照明付けるということは今少しあるでしょうけれども、暗いわけですよね。ですから、ナイターのしっかりしたものを付けるとお金が掛かるので、投光器だとかそういうよく道路に大きい投光器ありますよね。ああいう投光器でも設置していただけるとかなり明るいのでよく見えると。それが逆に言うと防災のほうにも活用できるので、そういうのももし活用できたら付けてほしいというふうな実際のそういう声がありましたので私が今こう聞いてみたのですが、その辺の考えについてお聞きしたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

一、教育長（木田専一）　　投光器を付けること、照明を付けることは大変明るくてけがの防止にはつながると思うのですけれども、それを付けることによって長時間の練習になるのではないかと考えております。文科省の部活動の指針によりますと、部活動の

時間というのは二時間程度が一番いいと言われております。一つは、部活動の練習の成果が出やすいということ。二つ目は、部活動が終わった後の子どもたちの自由な時間が確保できるということ。三つ目は、宿題、その他の勉強が家に行ってもできるだけの力の余裕があるということが言われておりますので、部活動も際限なくやることについては、ちょっと考えさせていただくことがあると思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　まあ、確かに教育長が言っていることはもっともなのですが、実際強くなると実はそれ以上また練習したいとかそういうことがあるわけです。その声は実際にその親御さんたちから出ていますので、その辺も含めてもう少し、なぜだめなのか、どういうふうにしていくのか、その辺のところをお話して対話をよくしながらお互いにいい関係でやっていただきたいと思いますので、その辺お願いいたします。

一、議長（秋田谷和文）　　答弁必要ですか。（「お願いします。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

一、教育長（木田専一）　　必要であるならば、教育委員会といたしましても保護者の方と対話を続けていきたいなとそう思っております。以上です。（「次の質問をしたいと思います。」の声あり）

一、議長（秋田谷和文）　　次に四項目めの質問を許します。

中島議員、許可を求めてください。七番、中島議員。

【中島英臣議員　登壇】

一、七番（中島英臣）　　四項目めは、ひきこもりについてです。

このひきこもりについては、以前成田裕一議員も質問をしていますが、再度疑問に思っていることがあるので質問します。

いろいろ成田議員が質問した後に様々な資料、その他を見てみました。国でも実際に調査を行っています。国の調査では、十五

歳から満三十九歳までのひきこもりの実態調査を実施したところ、七年以上経つ者の割合が増加し、ひきこもりの長期化の傾向があると言っています。

青年期以降のひきこもりの実態を調査することで、青少年期の生活がその後の生活に及ぼす影響あるので、ひきこもりのきっかけと要因を調査することが大切だと言っています。私もそう思っています。

ひきこもりになったきっかけは、不登校と職場になじめなかったことと、最も多いのは、高齢者は退職したこと、あるいは人間関係がうまくいかなかったこと。それから病気、職場になじめなかったことが一番大きい結果が出ています。最近では、アニメのところで火を付けて多大な被害を起こしたりとか、それから八十歳の方があるいは高齢者が息子のところの生活を見ているという。その息子も四十代後半、あるいは五十代とかそういうふうに働けるのに働かないという、そういう実態が出ています。それがある意味では先ほど渡辺議員が質問した自殺と鬱とつながってくることがありますので、その辺について町はどのくらい把握しているのか。子どもたちの不登校の人数と、それから十五歳以上の大人のひきこもりの実態と対応についてお聞きしたいと思います。

【中島英臣議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　それでは、四項目めの質問に対する質問に対する御答弁お願いします。

はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、ひきこもりの実態把握についてお答えいたします。

私から先に二点目の大人のひきこもりについてお答えをいたします。

当町では、これまでひきこもり者への実態調査は行っておりません。

ここ数年、八〇五〇問題が全国的にニュースで取り上げられるようになり、長期化したひきこもりが社会問題になっております。

ひきこもりは表面化されにくく、なかなか把握は困難ですが、一例として高齢者を訪問して初めてひきこもりの子どもがいるという事例が見受けられました。

ひきこもり者への対応ですが、専門的な支援や知識、ネットワークが必要であり、今年度より近隣五町村が青森県社会福祉協議会へ委託している中南地域包括化支援センターでは、実際にひきこもり者への支援を行っております。

町としては、相談が受けられるよう適切につなぐことや支援調整会議に参画するなど、連携を図っております。

ひきこもりに対する相談機関である青森県ひきこもり地域支援センターや中南地域包括化支援センターについては、広報等により周知を図っておりますが、今後も必要な支援が受けられるようにしてまいりたいと思います。

次に一点目については、教育長より答弁いたしますのでよろしくお願いします。

【町長　山田年伸　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

【教育長　木田専一　登壇】

一、教育長（木田専一）　　一点目の、子ども達の不登校の人数と対応についてお答えいたします。

現在、小学校には、不登校児童はおりません。中学校では、不登校生徒は二名おります。

休んだときは、担任から家庭に電話を入れたり、家庭訪問をしており、登校したときには、保健室等を使用して個別指導をしております。本人の悩みを聞いたり、今後の生活改善や登校を促すために、本人と保護者を入れて、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教育相談や学級担任等との三者面談を実施しております。

以上であります。

【教育長　木田専一　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　ありがとうございます。まず、大人のほうですが、まだ実態を調査していないと、県含めてかなりなところでいろいろやっているので、対応していくということですが、町には民生委員もあるので数は少ないとは思いますけれども、是非その辺も利用して大人の引きこもりについて再度また調査していっていただきたいと思います。

　それから、小学校・中学校、まあ小学校は〇で、中学校は二名という。その二名があるということはその原因も分かっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

一、教育長（木田専一）　　原因については、やはり家庭での教育に問題があるのかなと私はそう感じております。子どもたちのやりたいこと全てをみんなオッケーオッケーできている、そういう感じを受けておりました。以上です。

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　子どもたち、中学校になってくるといろいろな反抗期だとかいろいろなことでそれぞれ事情が違ってくるといろいろなことがありますので、その辺も含めて引き続き優しい形で対応していただきたいと思います。特に今ＩＣＴの利用でｉＰａｄだとかそういうのとか、そういう普及にもつながってくるので事故がないように、そしてその子どもたちにとって将来を見据えるようなそういう形で是非引き続き、微妙な問題なので頑張っていただきたいと思います。以上です。

一、議長（秋田谷和文）　　次に、五項目めの質問を許します。七番、中島議員。

【中島英臣議員　登壇】

一、七番（中島英臣）　　最後の質問ですが、今コロナで小学校あるいは中学校の修学旅行が大鰐では中止されています。

　私自身が今この年になってもやはり小学校・中学校のそういう修学旅行というのは、もう何十年経ってやはり思い出として残っております。今回こういう形であちこち行かないことが逆に言うと一つの思い出になるかもしれませんけれども、私が普段自分

でガイドもしておりますので、そうしますと県内の人たちが逆に県内を見直そうと、そういうことで八戸だとか、それから青森だとか、そういう方々がいろいろな自然な所に逆に入ってそういうふうに学んでいるという、そういう実態もありました。

残念ながらこの辺はやはりＰＴＡだとか、いろいろなそういうことがあるので、その辺のところでやめざるを得ないという、そういうふうな事情も分かります。

しかし、修学旅行は子どもたちにとって、親元を離れ、団体生活の中で仲間たちと過ごし、行動することにより、自立心が芽生え、様々なことを経験したりとか、心身教育においてかけがえのないことです。

その辺について今後どのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

【中島英臣議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、教育長。

【教育長　木田専一　登壇】

一、教育長（木田専一）　　それでは、修学旅行の対応についてお答えいたします。

小学校の修学旅行は、日程を七月から九月に変更し、また、目的地を北海道から岩手県に変更して、保護者の参加意思を書面で確認の上、二泊三日の旅行を実施することができました。

中学校は、日程を五月から十月に、目的地を東京方面から東北方面に、また日数を一日短縮して二泊三日に変更し、学校において準備を進めておりましたけれども、保護者からの最終的な参加確認書の集計の結果、中止を希望する回答が多くありましたので、修学旅行を中止にいたしました。

これに伴い、代替旅行として、十月に相馬ロマントピアで炊事遠足を実施しました。たった一日の日帰り遠足でしたが、生徒からは、「遠足は楽しかった。」という感想があったことを聞いております。

小中ともに、仲間との貴重な思い出作りができたことで安心しております。

以上でございます。

【教育長　木田専一　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　七番、中島議員。

一、七番（中島英臣）　　実際、そういうふうに行っていたということを聞いて私も安心しました。小学校のところは私のちょっと情報不足ではっきり確認しなかったことをここで謝っておきます。

いずれにせよ、この後このコロナがいろいろな状況でありますので、別に県外でなくても県内の中でも再度勉強するだとかそういうことがありますので、その辺も含めて是非思い出作りに頑張っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終えたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　以上をもって、中島英臣議員の質問は終了いたしました。

昼食のため休憩をいたしまして、一時十五分から午後の会議を再開いたします。（午前十一時五十八分）

【保健福祉課長　澤田典子　退席】

一、議長（秋田谷和文）　　休憩を取消し、会議を再開いたします。（午後一時十五分）

それでは次に、一番須藤尚人議員の質問に入ります。質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。一番、須藤議員。

【須藤尚人議員　登壇】

一、一番（須藤尚人）　　それでは、議長のお許しを頂きましたので、一般質問を始めたいと思います。

まずコロナ対策についてということで、いくつか質問をいたします。

新型コロナ診療検査における新体制への対応について。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備えた新たな診療検査体制が青森県内において十二月一日からスタートしております。

二〇〇九年の新型インフルエンザが流行した際には町立大鰐病院でも発熱外来を設置し、一般の患者さんと動線を別にするなど工夫をし、対応いたしました。

そこで質問いたします。町立大鰐病院は指定医療機関になっているのかどうか、また対応の準備は進んでいるのかどうかお知らせください。

また、ＰＣＲ検査については保険適用になったという報道がありましたが、改めてＰＣＲ検査の流れ、費用負担について御説明をお願いいたします。

また、三十分で結果が出るという簡易検査である抗原検査についてどのような位置付けになっているのかお知らせください。

更に、家族内に患者が発生した場合、症状のある陽性者、症状のない陽性者、陰性者、重症化のリスク要因ある方、リスク要因の無い方など、元の生活への復帰への道筋について御説明お願いします。

二つ目、大鰐町の観光の立て直しについて。

本年十月に青森銀行グループのコンサルティング会社「あおもり創生パートナーズ」が本年度、県内の市町村別に観光で稼ぐ割合を県平均と比較して位置付ける観光特化係数を算出したという報道がありました。

県平均を一・〇〇とすると、最高が風間浦村の五・二七、二位は深浦町の四・五四、三位が大鰐町の四・一五、最低が六ケ所村の〇・一一でした。

会社の説明によりますと、「一・〇〇を大きく上回っている市町村は、観光に優位性を持ち、得意な場所と言える。」とした上で、「逆を言えば、新型コロナウイルス感染症による経済的な落ち込みが大きい地域とも言える。係数が高い自治体では、行政による手当てがより必要とされる。」と語っています。

さしずめ、大鰐町などはより行政による手当てが必要だということになります。

そこで質問ですが、観光、特に宿泊、飲食、それに関連する業種について新たな支援策を実施する予定について、お知らせください。これは先ほどの中島議員の質問ともだぶるのですけれども、現在進行形であります新しい生活様式対応支援事業などのコロナ対策について、申請締切りの延長とか、予算の拡充についてもお知らせください。

三つ目、大鰐温泉スキー場の今冬のコロナ対策について。

スキーシーズン到来を前に、青森県内のスキー場の新型コロナウイルス感染防止対策が報道されていました。

大鰐温泉スキー場は、二人乗りリフトの乗車人数を家族以外は原則一人にする。雨池スキーコミュニティセンターでは入口にサーマルカメラを置き、食堂の席数は半分の百席に減らすという対策が報道されていました。

しかし、食堂に入れなかったお客さんへの対応は。あるいは、自販機での接触、現金のやり取り、対面で注文を受ける際のリスクなど、様々改善点がありそうです。

そこでいくつか提案いたしますので、御所見をお聞かせください。

まずテイクアウト、自家用車でスキーに来る家族も多いので、テイクアウトのメニューを増やして、車の中で御飯を食べてもらう。

二番目は、モバイルオーダー。スマートフォンやタブレットなどから事前に注文できるモバイルオーダーはケンタッキーやマクドナルド、スターバックスなど、大手飲食店では既に導入していますが、個人商店でも導入が広がっています。今後、ウィズコロナの主流となると思いますので、是非検討してください。

三つ目がキャッシュレス決済。現金というのはある意味では一番汚染源になりうるものです。レストラン予約サイトである「ぐるなび」の六月の調査では、飲食店を選ぶ際、六割以上の人が「キャッシュレス決済を導入している店がいい。」と回答しているそうです。今後ますます増えると思います。是非、クレジットカード・電子マネー・ＱＲコード決済などが可能になるような体

制を作っていただきたいと思います。

以上、御所見をお聞かせください。

【須藤尚人議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、須藤議員の質問にお答えいたします。

一点目ですが、町立大鰐病院は青森県の発熱患者の外来診療・検査体制に係る診療検査医療機関として指定を受けております。

また、対応の準備といたしましては、一般の患者と動線を区別するため、院外に簡易パイプテントを設置し、内部にストーブ、照明器具、診察台、机等を配置いたしました。

ＰＣＲ検査、抗原検査とも現段階で当院では実施しておりませんが、ＰＣＲ検査については診察した状況により医師の判断でＰＣＲ検査が可能な医療機関を紹介しており、その際に実施した検査は行政検査として保険適用され、検査費用の負担を本人に求めないものと認識しております。

抗原検査については、特別な機器が必要なく、検体を採取してから短時間で陽性又は陰性を判断できる検査で、結果が陰性であっても感染者との接触歴や渡航歴、臨床症状からも感染が否定できない場合があり、更にＰＣＲ検査を行う必要があるものと認識しております。

感染者への対応は保健所が行うこととなっておりますが、その症状によって、自宅療養及び宿泊療養又は入院などを経て、数回のＰＣＲ検査で陰性となった際に元の生活への復帰となると思われます。また、個人が特定され、誹謗中傷されることがなく、安全・安心に医療行為が受けられ、元気に復帰されることを望んでおります。

二点目ですが、町内の観光需要の早期回復、地域経済の活性化を目的として、大鰐温泉スキー場及び地域交流センター鰐ｃｏｍ

ｅの利用料金の助成を行うこととし、十二月三日に全世帯にチラシを配布し、周知を図ったところであります。

内容は、町内宿泊者のリフト一日券が無料、毎週土曜日のリフト券が五百円、鰐ｃｏｍｅでリフト券を提示した方の入浴料を割り引くという内容です。

また、既に実施している感染症対策のための支援といたしまして、事業者緊急対策支援事業及び新しい生活様式対策支援事業を実施してきたところであります。

事業者緊急対策支援事業は、感染症の影響を受け、特に経営に大きな影響を受けている飲食業又は旅館業を対象としたもので対象の拡大、期間の延長を行ってきたところであり、新しい生活様式対策支援事業は、事業者が感染症対策として実施した改修費等に対し、最大三十万円を補助するものであります。

いずれの事業も申請期限が十二月二十五日までとなっていることから、広報及び町ホームページ等により、再度周知を図ったところであります。

なお、両事業の延長は考えておりませんが、今後の動向も踏まえ、新たな事業展開を検討してまいります。

三点目の大鰐温泉スキー場の対策についてですが、今シーズンのスキー場はコロナ禍での運営となり、かなり厳しくなるものと認識しております。

よって、安全面には十分配慮し、ウィズコロナを前提とした対策を進めることを指定管理者である東洋建物管理株式会社と申し合わせております。その内容としては、基本的事項として従業員及び管内施設の感染予防対策の徹底。また、来場者を対象とした発熱スクリーニング設備の設置や食堂内の密にならない感染予防対策をしっかり進める予定です。

また、ホームページ上でのライブカメラ利用によるコース状況の配信や、施設内放送による食堂の空き席状況の案内等、利用者に配慮した対策も徹底したいと考えております。

今回、議員から御提案のテイクアウト・モバイルオーダー・キャッシュレス決済の導入につきましては、テイクアウト及びＱＲ

コードによるキャッシュレス決済を今シーズンから導入予定であります。

なお、モバイルオーダーとクレジットカードや電子マネーによるキャッシュレス決済につきましては、利用希望者状況や導入経費等を考慮し、導入可能か今後検討したいと思います。

いずれにいたしましても、コロナ禍でのスキー場運営は、今シーズンが初めてのこととなりますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　御答弁ありがとうございました。非常に丁寧な御答弁いただきましてありがとうございました。きょうの新聞にも出ていましたけれども、国のほうで第三次補正及び二〇二一年度の当初予算を含めましてコロナ対策として三十兆六千億円、事業規模については七十三兆六千億円という新たな対策をしていくとそういう報道がありました。また、地方創生臨時交付金につきましては、一億五千万円ということで大雑把にいうと大鰐町にも一億ちょっとぐらいの…、ごめんなさい、一兆五千億円ですね、大雑把に言うと大鰐町でも一億ちょっとぐらいの地方創生交付金の配分があるのかなという感じです。それから、国土強靭化につきましても十五兆円ということでコロナ対策としていろいろな形で施設整備になんかにも使えるようなものが出てくるかと思いますので、国の動向もよく注意してコロナ対策について新たにまたいろいろな政策をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

一、町長（山田年伸）　　議員から様々御提案ありましたが、今回の二次補正などは詳細が詳しくきたら国の指導の下、適正に対応し

てまいりたいと思っております。特に、当町は先ほど議員おっしゃったとおり観光の町であります。それに関連した事業者が今後も継続して事業ができるよう行政としての対応はしっかり取っていく覚悟でありますので、御理解また御提言いただければ大変有難いものというふうに思っております。

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　ありがとうございます。これからまた新たな気持ちで進めていただきたいと思います。一番目の質問を終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　次に二項目めの質問を須藤議員に許します。

一番、須藤議員。

【須藤尚人議員　登壇】

一、一番（須藤尚人）　　それでは二項目め、二〇二六年の冬季国体の準備態勢についてということで御質問いたします。

最初に、青森県及び青森県スキー連盟との協力体制についてということで。

青森国体は二〇二六年に延期して、完全国体として開催するという見込みのようでございます。十一月に青森県スキー連盟の会長・副会長が改選され、今シーズンのスキー大会のスケジュールが公表されました。

会長は留任されましたが、副会長には二人とも大鰐町の方が就任されたようです。また、大鰐町は山口多喜二さんという県会議員もいらっしゃいます。

国体の開催にあたっては、どの競技も施設の更新や設備備品の購入などもくろんでいるようです。完全国体ですので、様々な競技と予算の取り合いになる可能性もあります。この機会に青森県及び青森県スキー連盟と協力体制を深め、より良い大会の開催に向けて、早い時期から準備を進めていただきたいと思います。スキー国体の開催につきましては、特に大鰐町のリーダーシップが必要かと思います。大会のビジョンづくり、施設の更新や設備備品の購入計画など、どういうスケジュールで進める予定な

のかお知らせください。

二つ目、スキー人口の拡充と選手育成について。

現在、大鰐町の小・中学生で競技スキーをやっている子どもたちは大変少なくなっております。

私の知っている限りでは、アルペンは〇、ジャンプが二人、クロスカントリーが十八人です。ジャンプの選手は親御さんが個人的に子どもたちを練習場まで連れていき、競技に参加している状態です。クロスカントリーにつきましては、あじゃらアスリートクラブが頑張っておりますが、年々参加者が減って、スキーの町の灯が消えそうでございます。

こういう現状につきましての町長の御認識、スキー人口の拡充と選手育成について町長の政策や展望をお答えください。

三つ目、クロスカントリーのナイター整備について。

クロスカントリーコースのナイター整備につきましては、国体の開催もあることだし、選手育成や、遠来から来た選手にもコースの利用時間を延長できるよう、また野辺地などの他地域の現状も踏まえ、お願いしてきたところです。

昨シーズンはクロスカントリー競技本部の建物のライト、それから発電機などを利用し、町の協力のおかげで何度か夜間練習をいたしました。おかげさまで昨年は好成績を残すことができました。

今シーズンについては、防犯灯的な役割も考え、街灯をうまく利用して明るくするというお話がありましたが、どうなったのかお知らせください。

以上です。

【須藤尚人議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは冬季国民スポーツ大会の準備態勢についてお答えいたします。

一点目についてですが、青森県の国民スポーツ大会準備室から、九月にこれまで県の経過報告を、十月に新型コロナウイルス感染症拡大による本県開催の一年延期についての説明を受けておりますが、県のビジョンもまだ大まかなものであり、大会に向けての計画はこれから詰めていくものであります。

今冬のスキー国体は、隣県の秋田県鹿角市で開催されますが、コロナ禍で行われる初めての大会となり、注目しているところであります。

当町の国民スポーツ大会準備係において視察を予定しており、当該大会を参考に必要な準備項目を精査し、当町で開催する大会のビジョンを形成したいと考えております。

また、当町のスキー大会関連設備も大変老朽化しているため、県やスキー連盟と相談しながら大会関連の補助金をうまく活用して設備の更新も検討してまいりたいと思っております。

二点目ですが、スキー競技人口の拡充につきましては、競技に興味を持ってもらい、町内の子どもたちがスキーを楽しいと感じるきっかけが必要だと考えております。

スキー競技は、体力的にも非常にハードなスポーツでありますので、急に競技に参加することは難しく、学校の授業のほか、スキーに触れ、楽しめるきっかけづくりとして小中学生のリフト券の補助事業も例年実施しているところであります。

選手育成につきましては、ふるさとづくり基金を活用し、中学校スキー部の強化事業を平成三十年度から令和二年度の三か年で実施し、必要物品の整備を進めてまいりました。

また、次の御質問でもお答えいたしますが、練習スペースへの照明器具の設置を現在進めており、競技環境の向上に努めております。

これらの活用により、スキー競技に取り組む子どもたちの選手強化につながり、活躍されることを大いに期待するものであります。

三点目ですが、クロスカントリー競技の練習スペースであり、大会コースでもあるラグビー場下の町道に、照明器具の設置を進めておりましたが、昨日、ＬＥＤ照明十基の設置が完了したところであります。クロスカントリー管理棟の照明と併用しながら、コース形状の視認が不安な夕方の練習にも是非活用していただきたいと思います。

ただし、夜間の練習は、視界が狭くなり、選手がケガをするリスクが非常に高まるため、注意喚起やコースクローズを明記した看板を設置するなどして、安全に練習されるよう対策を講じたいと考えております。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　御答弁ありがとうございました。今年秋田県で国体があるということもありますし、今年から国体準備室の準備係というのができて対応を進めているということでしたけれども、ますます県及びスキー連盟との連携を強めてよい大会を、そして施設整備にも抜かりのないように進めていただきたいと思います。

また、競技人口の拡充等につきましても更に様々な形でやっていただきたいと思います。

これで二番目の質問は終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　次に、三項目めの質問を許します。一番、須藤議員。

【須藤尚人議員　登壇】

一、一番（須藤尚人）　　それでは三項目め、道路上に張り出している樹木の剪定及び伐採についてということで質問いたします。

まず、蔵館のお茶の水のあるところから蔵館の墓地及び農道に連なる道路に張り出している樹木の剪定・伐採について。

今年のお盆前に住民の方から指摘され、建設課にお願いしたところ、いろいろ解決しなければいけない問題もありまして、すぐ

には伐採できないということで、新年度予算に計上してやっていただけるのかなと思って期待しているところです。

できれば、農家の方も畑に行く道路でもありますので、早い機会に春先にでも実施していただきたいと思っていますけれども、予定についてお知らせください。

また、同じように道路上に張り出している樹木については、大鰐町全域に同じような問題があるかというふうに聞いております。このことにつきまして、新年度に大鰐町内全域についての調査及び対策について実施していただきたいと思いますが、町長の御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

【須藤尚人議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、道路上の樹木についてお答えいたします。

一点目、蔵館お茶の水地区につきましては、現在、道路沿いにあります東北電力の架空線に法面から張り出した樹木の枝が支障となっております。

このことについて東北電力に確認したところ、東北電力において今年度中に支障箇所の枝の伐採を行っていただけるという連絡がありましたことをお知らせいたします。

二点目の大鰐町全域の調査・対策についてですが、安全面を考慮した道路全般の維持管理といたしまして、舗装面の状況確認や路肩の草刈り等に加え、道路法面の樹木の適正管理に努めてまいります。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　御答弁ありがとうございました。蔵館のことにつきましては東北電力のほうでやっていただけるということですので安心いたしました。よろしくお願いしたいと思います。また、ほかの地域につきましても前向きにやっていくということでしたのでよろしくお願いしたいと思います。

三番、終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　次に、四項目めの質問を許します。一番、須藤議員。

【須藤尚人議員　登壇】

一、一番（須藤尚人）　　それでは四項目めになりますけれども、新年度予算編成についてということで質問いたします。

まず一点目、遊休施設に係る新年度予算の予算計上について。

大鰐町議会では、成田裕一議員を委員長とする大鰐町公共施設等に関する調査検討特別委員会を設置し、昨年七月には主要な公共施設の視察を実施いたしました。

また、特別委員会では町に対して適切な公共施設の在り方、町の方向性への提言を図ることを目的としてアンケート調査を実施いたしました。

このアンケート結果につきまして、先日結果が出ておりますが、町長の御感想、遊休施設に対する対処の方針、新年度予算への反映などについて御答弁をお願いいたしたいと思います。

二点目、害獣駆除の予算計上について。

青森県では令和二年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定しております。これは、ニホンシカの駆除を目的とし、令和二年十月一日から令和三年三月三十一日までを事業実施期間としたもので、シカの目撃情報が増加しております三八地域及び白神山地周辺地域、これは鯵ヶ沢町・深浦町・西目屋村を対象としたものです。地図で見ますと、大鰐町は秋田県沿いにいきま

すと西目屋村からすぐ近くに見えます。年度ごとに作成しますので、今後大鰐町でも目撃情報が増えれば大鰐町も対象地区になるかもしれません。また、ニホンシカと同時にイノシシの目撃情報も増えております。平川市や武士川方面で目撃されているようです。これもまたいつ直接的な被害が発生するか分かりません。

秋田県や岩手県及び当該県の市町村では鳥獣被害防止計画を立てているところがございます。例えば、岩手県一関市では、カラス、スズメ、ヒヨドリ、サギ類、カルガモ、カワウ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、ニホンシカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマなどを対象鳥獣とし、また被害の現状につきましても品目・面積・金額、被害の軽減目標としましては面積・金額、被害防止対策としては捕獲数・防護柵の長さなどを設定して計画を作っております。

国の鳥獣被害防止総合対策交付金なども視野に入れながら、新年度予算で町の現状に合った鳥獣被害防止計画の作成や予算計上について、町長の御所見を伺います。

三つ目、内部統制制度の導入について。

昨年度から今年にかけて、公金紛失、町民農園問題、不適切な公金の扱い、公用車の車検切れ等々、不祥事が頻発しております。

三菱自動車工業の代表取締役会長であった益子修氏は不祥事が起こることについて、次のように語っております。「現場にいて作業していた人たちは、法律を犯しているとか、悪いことをしているとか、お客様に迷惑を掛けるという認識は、恐らく持たずに、『やっていることは正しいのだ』という思い込みがあった。となると、現場にある思い込みを見つけて、『これは正しくないかもしれない』ということを知らせていく作業が必要になってきます。これは、それほど簡単ではない。思い込んでやっていると、なかなか当事者は見つけにくいと思うのですね。やっぱり外の目、他人の目、第三者の目、これがなきゃいけない。それとローテーションしなければいけない。効率を考えると、ベテランでよく知っている人に任せたい。その方が安心だよねという気持ちもある。だけど、そこは心を鬼にして、新しい人に新しい視点で任せて、『いままでやってきたことが正しいのか』を見させないと、多分、この問題は解決できないのだろうなというのが、我々の経験を通して分かったことなのですね。」そう語っており

ます。

これは正に町民農園問題そのものじゃないですか。「これは正しくないかもしれない。」と誰かが知らせてくれるような作業があれば。あるいはローテーション。当時の農林課の課長補佐は十五年いたそうです。ベテランがやっていれば正しいという思い込みがあったのではないか。ベテランがやっている仕事でも、新しい人に新しい視点で任せて、いままでやってきたことが正しいのかを見させることがあれば。

つまり、再発防止策を構築するには、今現在行っている事務事業のやり方を、識見の高い第三者にきちっとチェックしてもらう必要があるということです。

来年三月には町の課長級の職員が六人退職します。組織の弱体化は免れません。そこで思い切って外から人材を連れてきたらどうですか。県や国から課長級を招致する、社会人でコンプライアンスや組織管理の経験者を公募し、採用する。内閣府の地方創生人材支援制度及びデジタル専門人材派遣制度を利用して町の幹部職員を招聘するなど、方法はいろいろあるのではありませんか。

また、九月議会で、竹内議員の質問に、「副町長は地元をよく知った人間のほうがよい。」という答弁をしていましたが、県から副市長や副町長を招致するのは普通にやっていることです。逆に、今の大鰐町では、町のことを分かり過ぎている方だと、町の様々な問題に気付かないで、同じことを繰り返すのではありませんか。

山形県大石田町、福島県古殿町、石川県白山市、奈良県葛城市など、内閣府の地方創生人材支援制度を利用して、総務省や国交省から副町長や副市長を派遣してもらっています。

今、町がやるべきなのは、客観的に判断できる方に副町長になってもらって、起案文書の書き方からチェックしてもらうことではありませんか。

私の提案についての御所見、不祥事の再発防止策、内部統制制度の導入についての新年度予算計上並びに町長の御所見をお聞か

せいただきたいと思います。

【須藤尚人議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、新年度予算編成についてお答えいたします。

一点目の遊休施設についてですが、議会における大鰐町公共施設等に関する調査特別委員会において、昨年の七月に主要な公共施設の視察を終えられ、今後の施設の在り方、町の方向性への指標を目的に今回のアンケート調査が行われたものと認識しております。

今後、特別委員会の意見等を踏まえ、それぞれの施設の在り方や方向性について議員の皆様と協議検討を進めてまいります。

なお、新年度予算については、前年同様、必要最小限の維持管理費に係る予算を計上する予定であります。

二点目の害獣駆除については、鳥獣被害対策実施隊員が出動した際の報酬や費用弁償、定点カメラに係る消耗品費、県猟友会大鰐支部への補助金、有害鳥獣捕獲用わな購入補助金及び狩猟免許取得費用補助金などを計上する予定であります。

また、当町における鳥獣被害防止計画については、令和元年度から令和三年度までの計画を平成三十一年三月十四日付けで策定済みであります。

三点目ですが、議員御指摘のとおり、事務の不適正処理案件等が続いておりますことを、改めてお詫び申し上げます。

外部人材登用については、町の多くの問題をその人に任せるということは不可能であり、例えば地方創生に特化した人など、専門的な分野に優れた人材を登用するものであると認識しており、今後の町の重要施策等を実施する上で必要があれば活用したいと考えております。

地方自治法に基づく内部統制制度については、都道府県及び指定都市において体制整備が義務化されております。方針の策定・

公表、体制整備、運用、評価、監査委員の審査を経て、報告書を議会へ提出するという流れであり、コストと事務負担は確実に増大するものとされております。

また、費用対効果の高いものに優先的に取り組み、過度な文書化・過度な統制は防ぐべきとされており、制度の限界があることも明らかにされております。

町では、不適正な事案が生じる度に課長会議を開催し、事案の状況や経緯、再発防止策などの情報を共有しており、一定の内部統制が図られているものと認識しております。

以上であります。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　御答弁ありがとうございました。

まず、遊休施設につきましては、これからまた議会のほうでも大鰐町公共施設等に関する調査検討特別委員会、成田裕一委員長を先頭にこの問題について具体的な取り組みをしていきたいと思いますので、町の協力よろしくお願いしたいと思います。

それから、害獣駆除の予算計上につきましては、国のほうの鳥獣被害防止の総合対策交付金、これがありますので、これも視野に入れながら町独自の鳥獣被害防止計画というのも、先ほどちょっと制定しているというお話でございましたけれども、改めてイノシシとかニホンシカとかも念頭に置きましていつ被害が出ても対応できるような形にしていただきたいなと思います。

それから、内部統制制度につきましては、第三者によりチェックしてもらうというこの視点ですね、先ほど私一般質問の中で三菱重工業の益子修さんのお話をしましたけれども、第三者に見てもらう、それから、人事異動もベテランに任せきりにしない、若い人に見てもらう、あるいは同じ仕事であっても、同じ課の中でも若い人にもチェックしてもらうようなシステムを作ってい

く。その中で内部統制制度というものを進めてくということで考え方としては、一つは外から人を招致する、あるいは副町長の人選についても外からの人を検討するというようなことも含めてもう一度検討していただきたいと思います。

今の私のお話について町長の御所見・感想を伺いたいと思います。

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

一、町長（山田年伸）　　現在、今年度で六名の課長級が退職になります。これまで雇用の平準化が図られなく、年代で十年近く空間があります。来年度五十代がまずほとんどいなくなるということで、今後は四十代の課長が多く誕生するものと思います。やる気のある能力のある人は早目に抜擢してそういう課長をこれまで町長就任以来十年目ですけれども、登用して経験を積ませてきているというふうに認識しておりますので、更に新しい風が今後数年で吹けるのかなと、しっかりした体制が取っていけるのかなというふうにも認識しております。外部登用も様々考え方があるかも分かりませんが、現在これぐらいの町の規模であれば現在の体制で十分やっていけるものというふうに認識しております。議員からもいろいろと御指導いただければと有難いものというふうに思っております。以上です。

一、議長（秋田谷和文）　　一番、須藤議員。

一、一番（須藤尚人）　　今御答弁いただきましたけれども、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　以上をもって、須藤尚人議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　　次に二番、竹内富士子議員に質問を許します。

質問は、一括質問方式といたします。二番、竹内議員。

【竹内富士子議員　登壇】

一、二番（竹内富士子）　　通告に従い、始めさせていただきます。

まず初めに、項目一、減税についてお伺いいたします。

消費税増税及びコロナ禍への対策として町民税減税についてお伺いいたします。働くことが魅力的に思えるようになるためにも、減税が大事であると考えております。期間限定でもよろしいかと思います。

町民税減税の前にできれば機会がございましたら、消費税減税について国へ働きかけていただけないかという質問も考えておりました。

消費税増税後、町民の方の感想をよく耳にいたします。増税前と同じ分量を買って、このくらいだなと思ってレシートを見たところ「えっ、なぁに。こんなに高くなるの。」と思うことがあるということをよくお聞きいたします。コロナ禍による影響もあるかとは思います。

自殺者も、本年七月から増加しております。十数年前から、全国的に、自殺防止対策に取り組んでおり、六月まで着々と減ってきておりました。本県でも、年間三百数十名であったものが約二百名まで減少してきておりました。しかし最近、再び全国的に増加しております。本町におきましては、本年、九月暫定値としては自殺者はおられないと認識しておりましたが、先ほどのお話では十一月暫定で一名ということでございました。しっかり対応していただいておりましたが、とても残念でございます。その原因として、コロナ禍による経済的な不安の影響もあると考えます。本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策と経済活動の両立という方向で、初期より発信し続けていただいていると記憶しております。大変有り難いことだと考えております。

さて、本年九月には石川県がコロナ減税を固めたとのことでございました。市町村単位でなく県単位ではありますが、来年二月から二年間、法人住民税を引き下げるとのことでございます。様々な批判もあるようでございます。

増税を言われる学者の方々もおられますし、減税を言われる学者の方々もおられます。税率が上がっても税収が必ずしも正比例して上がるわけでもないようですし、微妙なさじ加減は難しいのだと思います。

無税国家論を主張された松下幸之助さんという方もおられましたが、無税国家は、長期的に実現していくようです。そして、収益分配国家という姿なのだそうです。

様々な意見があることも存じてはおりますが、税金は民の血であるということ。税金は、町民の血税であり、血なのだ。生き血を絞っているのだということを、私自身も肝に銘じ、少ない税金で町が発展する方法を考え続け、今後も機会がございましたら度々質問を続けさせていただきたいと考えているところでございます。

そこで今回は、町民税減税について町としての御見解をお伺いさせていただければと思います。

続きまして、項目二、事業承継についてお伺いいたします。

一つ目は、中小企業の事業承継。そして、二つ目として農業の事業承継についてお伺いいたします。

まず、中小企業の事業継承です。先般、十一月四日付けの地方紙にこのような「事業承継にお困りの方へ」という新聞広告が掲載されました。後継者がいない社長さんたちの相談に乗るということで、大変良いことだと思います。このような支援制度を活用して後継者がいないという問題にどんどん対応していくべきと考えます。

町内を歩きますと、閉めたお店を多く目にいたします。町内の方々も、口々にお話してくださいます。

お店や会社を閉める理由のひとつとして後継者がいないということも挙げられます。商売が順調な場合でも、経営者の高齢化に伴い、跡継ぎがいなくて店を閉めるケースが増えているとお聞きしております。店がなくなると、いろいろなところに大きな影響が出ます。お客様が困りますし、従業員の勤め場所もなくなります。取引先も困ります。行政としても税金が減ります、商工会にしても会員が減ります、いろいろなマイナス面が重なって、最終的に地域の衰退につながります。

そこで後継者がいないお店や会社に対して何らかの対応策が必要と考えます。本町でも事業承継推進事業として、今後宿泊施設や菓子店の担い手の発掘・育成を目指すとのことでございました。

そこで一つ目お伺いいたします。事業承継の支援制度について更に積極的に活用することを町内の企業家の方々にもＰＲすべき

だと考えますが、町としての御見解をお伺いいたします。

二つ目、農業の事業承継です。

離農予定者と新規就農者をつなぐことについてお伺いいたします。

これまでも、本町において新規就農者や担い手への支援。更に耕作放棄地の増加を抑えるなどの取組をしていただいておりますが、地域おこし協力隊の就農支援でも、農地の確保が一番の課題かと理解しています。

また、第三者へ継承してもよいと判断をされる離農予定者がおられるかどうかも課題であると考えます。本町において利用意向調査も実施していただいておりますので、その御意向への対応にも今後期待しておるところでございます。

今後、農業がビジネスチャンスとして捉えて参入される方も増えると考えます。後継者がいなく、経営を中止する意向のある農家も今後増えることが予想されます。

そこでお伺いいたします。離農予定者と新規就農者のマッチングを更に推進していくべきと考えます。町としての御見解をお伺いいたします。

以上の点について、御答弁よろしくお願いいたします。

【竹内富士子議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、竹内議員の質問にお答えいたします。

一項目の町民税減税についてですが、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部が改正され、それに伴い、当町においても町税条例等の一部を改正し、特例措置を講じているところであります。

地方税法等の改正があれば、当町もそれに伴い町税条例等を改正してまいりますが、町のコロナ禍の対策としては今後の感染症等の状況を踏まえ、町民への支援策を検討してまいりたいと考えております。

次に質問の二項目めの一点目ですが、事業承継ネットワークとは、都道府県が中心となり、商工会議所、商工会、金融機関、専門家などの支援機関が連携して組織するもので、経営者は、このネットワークを活用することで、後継者問題の円滑な解決や事業の経営改善が図られるなど、事業承継をよりスムーズに進めることができるようになります。

青森県事業承継ネットワークの紹介については、今年度の「広報おおわに」十月号に掲載し、積極的な活用を呼びかけたところです。

今後は、当ネットワークのサイトのリンクを町のホームページに掲載するなどして、経営者に対するサポートの情報を積極的に周知してまいります。

二点目の農業の事業承継についてですが、規模拡大と考えている農業者や意欲のある新規就農者への農地の賃貸借については、人・農地プランにおける各地区で行われる耕作等に関する話合いである座談会で得られる農業生産者や耕作農地等の情報を基に、青森県農地中間管理機構が行う農地のマッチング事業に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　二番、竹内議員。

一、二番（竹内富士子）　　減税についての御答弁ありがとうございます。

よろしいです。それから、農地のほうに関しては、この農地中間管理機構を通してのマッチングも考えていくというふうに理解

させていただきました。是非進めていただきたく、期待いたしております。

以上で、質問を終わらせていただきます。

一、議長（秋田谷和文）　以上をもって、竹内富士子議員の質問は終了いたしました。

二時二十分まで休憩いたします。（午後二時十分）

一、議長（秋田谷和文）　休憩を取消し、会議を再開いたします。（午後二時二十分）

一、議長（秋田谷和文）　それでは次に、六番、成田元英議員の質問に入ります。質問は一問一答方式といたします。六番、成田元英議員。

それでは、一項目めの質問を許します。失礼しました。

【成田元英議員　登壇】

一、六番（成田元英）　それでは、通告に従って質問させていただきます。

一つ目は、先日水漏れによる緊急事態がございました。

十一月十日の昼過ぎです。ちょうど昼どき、食事を終えて食器の水洗いをしているときに、急に水温が上がり、ボイラーからのお湯だけが出てきて、熱い思いをしたのを思い出しております。そのときに、水が何で断水になってきたのかなとそれを考えたときにほかではなっていなかった、自分の後ろが蔵館、十町内の場所なのですけれども、「ああ、これは町内のほうの断水につながったな。」と。そういうことで、水の現場、どこが断水しているのか、そういう疑問を持って自転車で町のほう、町内のほうへ入っていったところをすぐに自分の近くというか、そこでの断水の工事をやっていましたので、そのことについて濁り水が出たりなんかしたのも全然放送もなく、不安な半日というか、それを感じ取ったのです。このとき工事をしていたのは二名です。二人でユンボを使って穴掘って、現場は水が深さ一・五メートル。あと、縦横と言いますか、それは一メートル四方の穴の世界でした。水ははっきり言ったらごうごうと流れて排水に使っていたポンプを見ても排水はできる状況にありませんでした。

そしてまた、そこは町内に入るための車道で片側を止めておりました。工事している人は二人、交通整備しているのは地元の人が協力して手旗でもって左右どうぞこちらへ、こっちは危ないです。そういうような状況を見たため私はなぜこういうようなことが起きたのか、そのときの工事の流れが分からない。広報も聞こえない、そのために町長のほうにお伺いしたいのは、このときの役場の対応についての時系列で、どのような状態であったのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【成田元英議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　町長。

【町長、山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、成田元英議員の質問にお答えいたします。

十一月十日に発生した漏水修繕工事に伴う断水等への対応でありますが、工事の発注及び断水の処理対応については、上水道事業を担っている久吉ダム水道企業団が行ったものであります。

町においては、企業団からの要請を受け、防災無線及び防災あじゃらメールを使用し、断水の情報及び断水解除の周知を行ったものであります。

以上です。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　六番、成田元英議員。

一、六番（成田元英）　　今の答弁ですと、久吉ダムの水道企業団の形で。でも、私は大事なのは水が止められる、そしてそれは町も、私は役場のほうにも電話を入れました。時系列でも私も出してもらってある程度のこれは把握できますけれども、二日くらい前からその水漏れというのはその前からも確かに路面がぬれていたのを私も知っています。通っていますから、いつも。それが許

可されたということでこれ、久吉ダムの水道企業団というほうでその工事に入るということで当日は、それを掘って深さでいって一・五メートルの深さが写真撮ったりなんかしていますけれども、現場に行って町の人が誰もいないというような感じですよね。これが災害で水が世の中悪いですけれども、これは水と火がなければ生活はほとんどできないと思います。一番大事なのは食事それをやっていて断水になった、それで近くでも美容院もあった食堂もやっている、そういうので急に断水になった場合には、これみんな大変なのですよ。私自身自分で手を入れてみて急に熱くなった。それは水が止められた、それでボイラーに残っていたお湯だけが出てきたから熱い思いをしたわけです。そういうのを町がフォローしてやってくれなかったら。また、この水道企業団のほうにも町からも職員出しています。それで、私総務のほうへ電話入れましたら総務課長はちょうど留守してちょっといなかったと。そうであれば、水道企業団のほうへ電話回してくれと言ったらこちらではおつなぎできないような状況ですと。企業団のほうの電話番号教えますからという回答で、直接企業団のほうへ連絡取れないというのはなぜだろう。町民の人に水、水害でもなくそうですからね。それがなぜすぐにそういう連絡が取れないのかと。女性の方からの答弁であったので強く言うわけにもいかないですけれども。そういうのをやっていて、現場のほうではなかなか水が止められない。その後、今これで出してもらったのですけれども、企業団の方が来ました、二名様車で、ワゴン車できまして見たけれど、それを止める…。

一、議長（秋田谷和文）　　成田議員、これは本質的には、根本的にと申しますか、水道企業団の事柄だと思うのですよ。ですから、どうしても町に聞かなければならないということがあればそれを手短に何とか御質問していただきたいと思います。お願いします。

一、六番（成田元英）　　じゃあ、議長の言うとおりにここまで言わせもらっただけありがとうございます。

本当は企業団をいかにうまく使って町長、町のほうですぐにそういう水の被害があったとかそういうのがあるのですから、そのときに広報はすぐにやってもらえるように企業団のほうでも水のあれで広報頼むこと知らなかったです。現場の人が、現場の工事していた二人のほうにこれ連絡してやって、そうしたら企業団のほうに電話していました。ですから、そういうのも業者ほう

でも町のほうでもそういう水のことということを話していないと思うので、是非水道工事なんかを行った場合は何かあった場合は企業団もそうですが、町にも連絡してくださいと。そういう教えをしてもらいたいなと思いますので是非町のほうにはそれをお願いします。それについては町長どうお考えですか。

一、議長（秋田谷和文）　　答弁できます。はい、どうぞ町長。

一、町長（山田年伸）　　まず、ダムのことを聞いておりますけれども、ここは大鰐町の議会であって、久吉ダムのは久吉ダムの議会もあるし、企業長また副企業長がいた中で協議して答弁しなければならないので、ここで久吉ダムのことについては答弁できませんのでよろしく御理解お願いします。

一、議長（秋田谷和文）　　六番、成田元英議員。

一、六番（成田元英）　　分かりました、もし企業団のほうでの会議とかに参列するときがあった場合にはそういうのも踏まえての会議にしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

一問目の質問は終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　ちょっと暫時休憩します。（午後二時二十九分）

一、議長（秋田谷和文）　　休憩を取消し、会議を再開いたします。（午後二時三十分）

次に、二項目めの質問を許します。六番、成田元英議員。

【成田元英議員　登壇】

一、六番（成田元英）　　それでは、二項目の職員の数々の不祥事についてお話させていただきます。

今年は、町民農園問題が取り上げられてからの職員の事故というのが、いろいろなことが、起こっているのは承知していますが、これは仕事をすればするほど、若い人には起こりうるものと私は感じております。

そこでお願いしたいのは、このようなことをさせないためにも、中間幹部や、上司が責任を持って指導していかなければなりま

せん。

そこで町長は、今後どのような指導方針で指導していくのか、是非今後の指導方針について再度お聞きしたいと思います。それというのも、今回の提案理由の中でも行政運営にあっては車検切れの公用車の使用問題。会計事務における支払遅延及び私費支払等法令違反や不適切な事務処理が発生したことにより町の行政運営に対する信頼を損ねる結果を招いてしまったことについて陳謝しておりますが、是非とも陳謝しなくてもいいような町の運営をお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【成田元英議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、職員の不祥事についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、事務の不適正処理案件等が続いておりますことを、改めてお詫び申し上げます。

その都度、臨時の課長会議を開催し、事案の状況や経緯などの情報を共有し、再発防止策を講じているところであります。

しかしながら、不適正な事案が続いていることは否定できません。今一度、公務員倫理の理解、法令順守、職員としてあるべき姿勢などについて、文書や研修等により意識改革を徹底してまいりたいと思います。

町民の皆様や、議会の皆様に信頼していただける組織体制構築のため、全力で努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　六番、成田元英議員。

一、六番（成田元英）　　毎回本当大変なのですけれども、是非やはり若いのはやはり仕事一生懸命やればやるほどつまずくというか、そうしないでほしいというのはもちろん願っていることなのですけれども、ただそれを早目に見つけてやる、仲間意識を作ってやって、次に事故事件というか、そういうものを少なくされるように是非今後ともそういう御指導のほうよろしくお願いいたします。

二番目の質問はこれで終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　それでは、次に三項目めの質問を許します。六番、成田元英議員。

【成田元英議員　登壇】

一、六番（成田元英）　　三番目の最後の質問になります。

町民農園問題について職員の数名により行われたと、町長は毎回の会議で話されておりますが、町民は町の血税を使ってまでの解決には、すごい反感を持っていることにお気づきでしょうか。町民は町長の口からどのようなことなのか、逆に言うと本当のことを聞きたいなと、何か違うのがあるのかな、そういうような不安が伝わってきております。

是非、この問題についても前回の全員協議会もお話されたように…、これ新聞のほうちょっと活用させていただきますけれども。

向こうからの盛土によって農地法違反の状態にある町民農園の復旧工事について土砂を搬入した男性との間で問題になっている公費の支払いに関し、町側が全面的に負担する内容の和解案を明らかにしました。和解案の形成に向けて交渉が当事者間だけで行っていたことを疑問視する声が複数上がりました。町は、調停などによる合意形成の可能性を再検討することにしました。そして、また弁護士へ再度の相談し、第三者を交えた話合いの機会について検討したいと申し上げておりますが、その後の状況はどのようになっているのか。そしてまた、いつこの農園問題を終わらせようとできるのか、見通しなるものをもし分かりましたら教えていただきたいと思いますので。答弁のほうよろしくお願いいたします。

【成田元英議員　降壇】

一、議長（秋田谷和文）　　はい、町長。

【町長　山田年伸　登壇】

一、町長（山田年伸）　　それでは、町民農園問題についてお答えいたします。

町民農園問題に関する一連の事実関係については、議会の百条委員会において明らかにされたものと認識しております。

その後の町の処理方針については、議会の御理解を得ながら進めたいと考えております。

農地法違反状態の早期解消を図り、町民農園問題の解決に向け、しっかり対応したいと思っておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。

【町長　山田年伸　降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文）　　六番、成田元英議員。

一、六番（成田元英）　　そうしますと、まだこれはまだ時間が掛かりそうな感じですよね。もう少し時間掛けてもいいですから町民が納得できるような形で、是非これをやっていきたいと思います。

是非、町長からもその気持ちをみんなに伝わるような答弁ができるように一つよろしくお願いしたいと思います。

是非、この町民農園問題は町全員ですよ、今でも私現場のほう通りますと「ここは、いつまで。まだなのか。」とそう言っているうちにもう雪が降ってきます。工事も何もできなくなってしまいますから、ですからそういうものを考えていても早目早目のやり方があると思うので、是非ともよろしく御指導していってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、質問終わります。

一、議長（秋田谷和文）　　以上をもって、成田元英議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　　これで一般質問は全て終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文）　　本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでございました。

（午後二時三十八分）